

佐川町こども家庭相談システム導入業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和8年6月

佐川町こども家庭センターひすい
(健康福祉課 こども家庭係)

1. 目的

本要領は、「佐川町こども家庭相談システム導入業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 業務名

佐川町こども家庭相談システム導入業務

(2) 業務内容

『佐川町こども家庭相談システム導入業務仕様書』(以下「仕様書」という。)のとおり

3. 業務期間

(1) 導入期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(2) 保守期間

システム本稼働から60か月分(5年間)

4. 提案価格の上限

(1) システム導入費用

7,678,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

(2) システム保守料(60か月分)

3,769,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

ただし、この金額はシステムの保守、サポートに係る全ての費用を含むものとする。

※提案上限額は、予定価格や契約金額を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであり、この金額を超えて提案することができない。提案限度額を超えて提案を行った場合は失格とする。

※システム保守料は、60か月の長期継続契約(地方自治法234条の3)とする。
なお、令和9年度以降において、長期継続契約に係る予算について減額があった場合、当該契約は解除するものとする。

5. 選定方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

6. 参加資格要件

本プロポーザル参加できる事業者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定する者に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民

- 事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者(申立てが予定されている者を含む。)でないこと。
- (3)破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (4)国税、地方税、租税が未納でないこと。また、滞納していないこと。
 - (5)佐川町暴力団排除条例(平成23年条例第3号)の規定に該当しないこと。
 - (6)情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証又はプライバシーマーク認証を取得していること。
 - (7)本業務に関する十分な実績と能力を有し、提案から構築作業、システム稼働後の運用保守について一貫して行うことができること。また、その体制を設けることができること及び本町の指示に柔軟に対応できること。

7.スケジュール

- (1)公告日(募集開始)
令和8年6月8日(月)
- (2)参加表明書の提出期限
令和8年6月15日(月)午後5時(必着)
- (3)質問書の受付期間
参加表明書提出後～令和8年6月18日(木)午後5時(必着)
- (4)質問書の回答期日
令和8年6月22日(月)
- (5)提案書等の提出期限
令和8年6月29日(月)午後5時(必着)
- (6)プレゼンテーションの実施
令和8年7月6日(月)
- (7)審査結果の通知・公表
令和8年7月上旬
- (8)契約締結日
令和8年7月上旬

8.実施要領等の公表

実施要領、仕様書、各種様式類については、本町ホームページに掲載するので、同ホームページからダウンロードすること。

9.参加手続き

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書(様式1)に必要事項を記入し、下記の必要書類を添えて提出すること。

- (1)提出書類及び部数
 - ①参加表明書(様式1)

②参加資格要件確認書(様式2)

③会社概要書(様式3)

提出書類は、①から③までをクリップで留めたものを1部提出する。

(2) 提出方法

持参又は簡易書留郵便により提出すること。なお、提出期限までに必着とし、天災を除き、輸送途中のトラブル等は考慮しない。

※全ての書類がそろっていない場合は、受理しないことがある。

(3) 提出期限

令和8年6月15日(月)午後5時(必着)

※持参の場合は、土日を除く平日の午前9時から午後5時まで

(4) 提出先

「17. 担当課」に同じ

10. 質問・応答

本プロポーザルに関する質問については、次のとおり受付及び回答を行う。

(1) 質問書受付期間

参加表明書提出後から令和8年6月18日(木)午後5時(必着)

(2) 提出方法

別添の質問書(様式4)により、電子メールにて提出すること。

※電話、FAX 又は口頭による質問は受付けない。

※メールの件名は「【質問】佐川町こども家庭相談システム導入業務プロポーザル(事業者名)」とすること。

※送信後は必ず電話により受信確認を行うこと。

(3) 提出先

「17. 担当課」に同じ

(4) 質問書に対する回答期限

令和8年6月22日(月)午後5時まで

(5) 回答方法

本町ホームページにおいて回答期限までに掲載する。なお、質問に対する回答内容は、本募集要領等の追加又は修正とみなす。

11. 提案書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類及び部数

①提案書(様式5)

②業務実績調書(様式6)

③経費見積書(様式7)

④佐川町こども家庭相談システム機能要件一覧表

⑤企画提案説明書

提出書類は、正本1部、副本3部とする。また、すべての書類の PDF データ(CD-R 等)もあわせて提出すること。

(2) 提出方法

持参又は簡易書留郵便により提出すること。なお、提出期限までに必着とし、天災を除き、輸送途中のトラブル等は考慮しない。

※全ての書類がそろっていない場合は、受理しないことがある。

(3) 提出期限

令和8年6月29日(月)午後5時(必着)

※持参の場合は、土日を除く平日の午前9時から午後5時まで

(4) 提出先

「17. 担当課」に同じ

12. 企画提案説明書、経費見積書等の作成要領

(1) 企画提案説明書は、「仕様書」に基づき作成すること。

(2) 企画提案説明書の内容は、提案者が責任をもって必ず履行できる内容を記載すること。

契約後、不正や虚偽が発覚した場合は、本契約を解除するものとし、その際、本町に損害が生じた場合はその賠償を請求することがある。

(3) 提案に係る経費は、すべて提案者の負担とする。また、提出された書類および記録媒体等は返却しない。

(4) 企画提案説明書は A4版で作成し、様式は任意とする。

(5) 企画提案説明書の内容は、専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し専門用語には解説を付すほか、図や表などを適宜使用すること。

(6) 「仕様書」に記載のない事項であっても、本町または本事業に資する機能等については企画提案説明書に記載しても差支えない。

(7) 提案書提出後、受託候補決定までの期間中は、企画提案説明書に記載された内容の追加・修正・削除は認めない。

(8) 「仕様書」に基づき、経費見積書(様式7)を作成すること。

(9) 経費見積書(様式7)に計上した費用の積算根拠を提案者の任意様式で別添すること。

13. 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類等は返却しない。

(2) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。ただし、提案の内容について今後の参考とすることがある。

(3) 提出された書類は、業者選定を行う作業に必要な範囲で複製することがある。

14. プレゼンテーション審査の実施

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案説明書等について、佐川町こど

も家庭相談システム導入業務プロポーザル審査委員が審査を行い、本業務の内容にもっとも適すると思われる者(以下「受託候補者」という。)を選定する。

(1)プレゼンテーション

①実施日時・会場

令和8年7月6日(月)午後2時から
佐川町健康福祉センターかわせみ 元気ルーム(「17.担当課」参照)

②実施時間

各提案者 45分以内(説明30分以内、質疑応答は15分程度)
※質疑応答については、延長する場合がある。

③機器等

モニターは本町が用意する。その他必要な機器(PC、接続ケーブル等)は提案者が用意すること。

④参加人数

3人以内とする。
※各提案者のプレゼンテーション開始時間は別途通知する。
※各提案者のプレゼンテーションの順番は、提案書の受付順とする。
※指定の時間に遅れた場合は辞退したものとみなし、審査対象とはならない。

(2)受託候補者の選定

別添「佐川町子ども家庭相談システム導入業務事業プロポーザル評価基準表」に基づいて評価し、評価点の合計が満点の60%に満たない場合は受託候補者として選定しないことができるものとする。

(3)審査結果

審査結果は選定後、速やかに全ての提案者に対して書面により通知をする。なお、採点結果の内訳等、審査の詳細に関する問合せには一切応じない。

15. その他

(1)言語及び通貨単位

本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨によるものとする。

(2)費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提案者の負担とする。また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を本町に請求することはできない。

(3)情報公開及び提供

提出された企画提案説明書等について、佐川町情報公開条例(平成10年条例第13号)の規定による請求に基づき、公開請求があった時は、同条例の定めるところにより公開する場合がある。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運

営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 一者が複数の提案を行った場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

オ 見積金額が提案上限度額を超えている場合

カ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(5) 提案者は、プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申立てることはできない。

(6) 本町との契約締結後において、受託者に本企画提案における欠格事項、不正又は虚偽記載等の事実が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

(7) 参加表明書及び提案書を提出した者は、プロポーザル審査を辞退することができる。辞退する場合は、プレゼンテーション審査の前日までに辞退届(様式8)を持参又は簡易書留郵便にて提出するものとする。なお、辞退しても、以後における不利益な取扱いはしない。

※持参の場合は、土日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

16. 受託候補者の特定等

(1) 受託候補者の特定

各審査委員がつけた評価点の合計の最も高い一者を優先交渉権者として選定する。また、2番目に得点が高かった者を、次点交渉権者とする。なお、1位が同数の場合は見積価格が安価な者を優先交渉権者とする。

(2) 結果の通知

審査の結果は、応募者全員に速やかに電子メールにより通知する。なお、審査内容及び審査結果に対する質問及び異議申立ては一切受けしない。

(3) 契約締結交渉

本町及び受託候補者は、仕様書及び受託候補者の企画提案説明書に基づき詳細を協議し、この協議が整った場合には、本業務にかかる地方自治法第234条に定める随意契約の手続きを行う。協議に当たっては、選定審査において評価の対象となった提案内容(実施体制、事業効果等)の水準を原則として低下させないものとし、仕様書に定める要求水準を下回る変更は行わない。また、契約金額については、受託候補者との協議を経て決定する。

なお、協議が不調に終わった場合や、失格要件の事項に該当する場合には、次

点者と交渉する場合がある。

17. 担当課

佐川町こども家庭センターひすい(健康福祉課 こども家庭係)

担当：篠原 田中

〒789-1202 高知県高岡郡佐川町乙2310番地

佐川町健康福祉センターかわせみ

電話 0889-22-7705

FAX 0889-22-7721

メール sk06018@town.sakawa.lg.jp